

# 令和3年度 社会福祉法人角田市社会福祉協議会事業計画

## 基本方針

角田市社会福祉協議会は、平成30年度に策定した地域福祉活動計画の基本理念「自分らしく生きるために、みんなで支え合う地域づくりを進めていこう」の目的達成の事業を進めることで、市民の健康で文化的な生活や幸福追求を図っていきます。

急速に少子高齢化・核家族化が進み、生活困窮世帯の増加や社会情勢の変化等による地域コミュニティの弱体化が指摘され、多様で複雑な課題が顕在化・深刻化する中で、地域での支え合いやつながりといった「地域力」「住民力」が重要となっています。

さらには、介護保険制度改正により、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの体制整備が重要で、生活支援体制整備事業を推進しております。また、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談事業の実施などを行う生活困窮者自立支援制度が角田市直営で平成27年度から実施され、連携して自立支援を行っております。

一方、地域社会に貢献するという社会福祉法人本来の役割を果たすための改革が行われ、本協議会の定款を改定、組織のガバナンス（管理体制）の強化や透明性の向上を図りました。さらには地域共生社会の実現に向けた改革が進められようとしています。

こうした新しい制度・改革を地域福祉推進の契機ととらえ、市民の皆さんをはじめ、社会福祉関係者、関係機関等の参画と協働によって地域福祉推進活動を展開していきます。

まず、平成30年度に策定した「地域福祉活動計画」により、角田市の地域福祉計画と連動しながら、市民の自主的、主体的な活動の推進を地域福祉の中で実現し、社会福祉協議会の事業を進めていきます。

歳末たすけあい募金の配分事業の1つである「地域ささえあい事業」では、生活困窮者への自立支援、災害被災世帯支援、子育て支援、食品等を無償で提供する「フードバンク事業」を引続き実施するとともに、事業の実施状況を踏まえながら、新規事業の創設についても検討します。

角田市から受託している生活支援体制整備事業では、地域の支え合い活動の発掘及び新たな支え合い活動の推進役を担う生活支援コーディネーターを配置し、協議体の運営・進捗管理、人材（ボランティア等）育成と活動場所の確保等を実施することとしています。

地域全体で福祉課題に取り組むことを通して住み良いまちづくりにつなげていく「小地域福祉活動」を活発化させるため、地域ふれあい活動（サロン活動）の推進や社協支会活動の活性化を図り、主体的に福祉活動に取り組むことができるよう、支援・連携していきます。

近年の東日本大震災や令和元年東日本台風などの大規模災害に対応するため、災害対応基金を積み立て、角田市の災害対策本部と連動しながら、災害ボランティアセンターの運営及びその他災害対応を行っていきます。

また、コロナ禍がまだ続いておりますので、感染症対策や緊急小口資金貸付等の支援を継続して進めていきます。

指定管理施設として指定を受けている角田市障害者就労支援施設のぎくの管理経営については、更なるサービスの向上に努めるとともに利用者の自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう必要な訓練を実施し、利用者の作業手数料の引上げ及び平準化に取り組むとともに、利用者の高齢化対策についても角田市と連携して検討していきます。

児童館及び児童センターの廃止とともに、角田児童クラブを除く放課後児童クラブがすべて小学校内の余裕教室で実施されることに伴い、この6つの児童クラブが令和3年度から角田市社会福祉協議会に業務委託されることとなります。

生きがいデイサービス事業については、入浴や送迎時に見守りが必要な利用者が増加しており、実施目的に沿って改善が求められるので、角田市と協議して対応します。

令和3年度はこれら各種事業を展開するとともに、市民一人ひとりが住み慣れたこの地で安心して幸せに暮らすことができるよう地域福祉のさらなる推進に努め、役職員一体となって法人経営に当たっていきます。

## 重点目標

1. 地域福祉活動計画の推進
2. 社会福祉に関する活動への住民参加のための支援
3. 子育て支援事業の推進
4. 小地域福祉活動の推進
5. ボランティアの育成・推進と災害対応
6. 組織体制の強化と財政健全化

## 事業内容

### 【地域福祉活動計画の推進】

地域福祉活動計画の基本理念「自分らしく生きるために、みんなで支え合う地域づくりを進めていこう」を達成するため、3つの基本方針と8つの推進目標を設定している。

なお、令和3年度は、次期の角田市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定期間となりますが、角田市の地域福祉計画策定が1年延期となり、アンケート調査等も共同で実施する予定であることから、地域福祉活動計画の策定期間も1年延期することとする。

#### ○「角田市社会福祉協議会地域福祉活動計画」より

##### ・基本方針

- ①地域福祉に関する意識の向上と高揚を図っていこう
- ②地域福祉や防災を切り口とした支え合うための場づくり・人づくりを進めていこう
- ③地域福祉活動を活性させるための体制強化を図っていこう

##### ・推進目標

- ①福祉に対する理解が深まるような取り組みを進めていこう
- ②地域福祉活動に参加しやすい環境づくりを進めていこう

- ③地域での担い手（ボランティアも含む）づくりと、支えあっていくための役割づくりを進めていこう
- ④地域で取り組まれている福祉活動を支援していこう
- ⑤福祉・防災教育（学習）の推進を図っていこう
- ⑥生活支援体制を充実させていこう
- ⑦社協の地域福祉活動を広く知ってもらうための取り組みや基盤強化を進めていこう
- ⑧地域と福祉関係者及び団体との連携強化を図っていこう

## 【社会福祉に関する活動への住民参加のための支援】

### 1. 住民参加と広報活動

#### (1) 保健福祉まつりの開催【推進目標：①】

保健福祉まつりを通じて、健康づくりの意識高揚と社会福祉への理解と関心を高め、共に支えあう地域福祉の推進を図る。

なお、令和元年度及び令和2年度の保健福祉まつりは令和元年東日本台風及び新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりましたが、令和3年度もコロナ禍や市の厳しい財政状況の中、市と協議し開催は難しい状況となっている。また、保健福祉まつりの在り方や内容について検討していく。

#### (2) 広報誌「社協かくだ」発行【推進目標：⑦】

広報誌「社協かくだ」、「かくだボランティアセンターだより」の年3回発行を通して住民の社会福祉に対する理解を深め、啓蒙を図る。（4月、7月、1月）

#### (3) 角田市社会福祉協議会ホームページの充実と情報発信【推進目標：⑦】

執行体制、事業報告、事業計画、決算・予算等の財務諸表、指定管理事業など、経営内容やサービス内容を開示するため、ホームページの充実を図るとともに情報を発信する。

### 2. 生活福祉活動

#### (1) 生活援助の推進【推進目標：⑥】

##### ① 生活福祉資金貸付事務を行う。

（生活復興支援資金・総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金等。さらに、コロナ禍ということで、緊急小口資金特例貸付や総合支援資金貸付を行っていく。）

##### ② 生活安定資金の貸付業務を行う。

##### ③ 日常生活自立支援事業（まもり一歩事業）を支援する。

##### ④ 地域ささえあい事業（求職活動支援・被災世帯支援・子育て支援・フードバンク事業など）を実施する。

#### (2) 共同募金等の協力【推進目標：⑧】

##### ① 歳末たすけあい運動における配分業務を行う。

##### ② その他たすけあい運動に協力する。

##### ③ 共同募金会災害見舞金贈呈事業の事務を支援する。

### 3. 高齢者福祉活動の推進【推進目標：④】

- ① 高齢者用日常生活用具貸与事業（車椅子・特殊寝台）を実施する。
- ② 高齢者用福祉自動車送迎サービス事業を実施する。
- ③ 在宅の百歳高齢者に祝意を表す。
- ④ 敬老の集い事業を支援する。
- ⑤ 老人クラブ活動を支援する。
- ⑥ ひとりぐらし高齢者交流事業の見直し等を検討する。

### 4. 障害者福祉の推進【推進目標：④】

- ① 障害者用日常生活用具貸与事業（車椅子・特殊寝台）を実施する。
- ② 障害者用福祉自動車送迎サービス事業を実施する。
- ③ 視覚障害者用広報CDを録音作成し無料配付する。
- ④ 聴覚障害者用遠隔手話サービス（タブレット等）の利用を促進する。
- ⑤ 障害者スポーツ交流事業を支援する。
- ⑥ 障害者福祉団体活動を支援する。
- ⑦ その他機宜に応じ協力する。

## 【子育て支援事業の推進】

### 1. 児童福祉活動の推進【推進目標：④】

- ① ブックスタート事業を実施する。
- ② 子育て支援事業を実施する。（一部を地域ささえあい事業で実施）
- ③ 子ども会育成会活動を支援する。

## 【小地域福祉活動の推進】

### 1. 地域福祉活動の推進【推進目標：②⑦】

- ① 地域ふれあい事業を支援する。（地域住民が主体となって行う高齢者等のサロン活動への支援）
- ② 社協支会活動の活性化及び各種福祉団体活動を支援する。
- ③ 見守り活動を推進する。

## 【ボランティアの育成・推進と災害対応】

### 1. ボランティア活動事業と災害ボランティアセンター事業の推進【推進目標：②③】

- ① 災害ボランティアセンターの体制整備を図る。
- ② 地域防災組織に対し支援する。
- ③ ボランティアセンター事業を推進する。（登録・相談業務・斡旋・育成指導等）
- ④ 団体活動を支援する。
- ⑤ ボランティア活動指導者を育成する。
- ⑥ ボランティア養成講座を開催する。

### 2. 福祉・防災教育の推進【推進目標：①②⑤】

- ① 福祉推進事業による福祉啓発及び活動普及を支援する。
- ② 小・中・高校生の福祉体験学習を実施する。

③ 防災教育を推進する。

3. 災害対応【推進目標：⑦⑧】

① 災害対応基金を積み立て、災害に備える。

② 角田市と「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書」や「災害ボランティア活動と救助との調整に係る事務等に関する委託契約書」を取り交わし、災害対策本部と連動した災害対応を行う。

## 【組織体制の強化と財政健全化】

1. 会長・副会長会議、理事会、評議員会、監事会の開催【推進目標：⑧】

① 事業計画、予算及び事業報告、決算について審議する。

② 理事・評議員・職員との合同研修会を開催する。

③ その他必要に応じて会議を開催する。

2. 地域福祉検討委員会の開催【推進目標：⑧】

① 事業計画・予算等を検討する。

② その他必要に応じて開催する。

3. 財政健全化対策及び人材確保対策【推進目標：⑦】

平成30年度に財政健全化検討委員会より、提言を受けたので、これに沿って財源確保や自主財源の創出に努めるとともに、人材確保に努める。

## 【指定管理事業】

1. 角田市障害者就労支援施設のぎくの管理経営【推進目標：④】

(R2. 4. 1～R6. 3. 31) 4年契約

① 利用者の自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう必要な訓練を実施する。

② 作業手数料の引上げ及び平準化に努める。

③ 利用者の送迎及び利用者研修などを通してサービス向上に努める。

## 【受託事業】

1. 宮城県社会福祉協議会からの受託事業

(1) 日常生活自立支援事業（まもり一ぶ事業）【推進目標：⑥】

在宅の認知症高齢者などをサポートする事業で、日常的な金銭管理などを支援する。

(2) 生活福祉資金貸付相談・手続き事務【推進目標：⑥】

総合支援資金・福祉資金などの貸付け及び手続き事務を行う。

2. 角田市からの受託事業

(1) 角田市生活支援体制整備事業【推進目標：④⑥】

高齢者の地域における自立した日常生活を支援するため、生活支援コーディネーターを配置するなどして推進体制の整備を図る。

- (2) 角田市生きがいデイサービス事業【推進目標：④⑧】  
在宅高齢者の生活の助長、心身機能の維持向上等を図る。
- (3) 生きがい健康づくり事業（椿の湯）【推進目標：⑧】  
一般市民の健康づくり・介護予防サービスの推進を図る。
- (4) 放課後児童クラブの管理運営【推進目標：④⑧】  
横倉・枝野・藤尾・桜・北郷・西根児童クラブの良好な運営を図る。

## 【団体事務の支援】

- 1. 次の各種団体事務の支援をする。【推進目標：⑧】
  - ① 角田市民生委員児童委員協議会
  - ② 角田市共同募金委員会
  - ③ 角田市老人クラブ連合会
  - ④ 角田市母子福祉会
  - ⑤ 角田市手をつなぐ育成会
  - ⑥ 角田市遺族会
  - ⑦ 角田市身体障害者福祉協会